



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本における外国人生徒の教育権：札幌市立大通高校の事例研究
Author(s)	伊藤，早苗
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要，109，1-18
Issue Date	2009-12-21
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.109.1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/40216
Type	departmental bulletin paper
File Information	109_001.pdf



日本における外国人生徒の教育権

—— 札幌市立大通高校の事例研究 ——

伊 藤 早 苗*

Foreign Children's Education Rights in Japan :

A Case Study at Sapporo Odori Senior High School

Sanae ITO

【要旨】本稿の目的は、外国人非集住地域である札幌市において、外国人生徒の教育権がどのように制度化されるかを明らかにすることである。そのために、大通高校設立の経緯について文献資料調査と聞き取り調査を行った。調査の結果、大通高校において外国人枠が制度化される要因として浮かび上がったのは、少子化と高校進学率の上昇による高校改革の気運を背景としたこと、札幌市立高校改革においては意識された「多様な生徒の受け入れ」の中には外国人生徒も視野に入れられていたこと、他地域での外国人受け入れ枠の実施例が提言化の契機となったこと、「国際都市」での立地条件が「特色ある高校づくり」における国際化志向に働いたこと、以上の要因が明らかになった。また、外国人集住地域での先進例の視察報告が、見えにくい問題を可視化し、取り組みを促進する効果があったと考えられる。今後の課題としては、制度の実態の検証が必要である。その際には、設立課程では参加の見られなかった外国人住民当事者や支援者を焦点化することも重要なポイントであろう。

【キーワード】外国人生徒、教育権、大通高校、事例研究、外国人非集住地域

はじめに

1972年の日中国交正常化以後、中国残留邦人・孤児とその家族の帰国が増加した¹。また、1990年の「出入国管理および難民認定法」改正²に伴い外国人労働者も急激に増加した。平成17年（2005年）国勢調査によると2005年末の外国人登録者数は200万人を越え、人口比の1.57%を占めている。在日コリアと比し、彼らをニューカマーと呼び、新たな社会的関心を集めてきた。それと同時に、同伴する外国人・帰国児童生徒の教育についての問題も急激に増加してきた。問題は就学、日本語学習・教科学習、母語・母文化保持、中学卒業後の進路保障、外国人学校の扱い等多岐にわたる。しかし、外国人児童生徒の教育については、国籍の条件から「法令上、外国人については日本の義務教育への就学義務は課されていない」が、日本が批准した「児童の権利に関する条約」により「公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合には無償で受け入れて」いるが、「日本人と同一の教育を受ける機会を保障」³するにとどまり、教育を受ける権利が保障すべき課題として積極的に扱われて来たとは言えない。

しかし、外国人の集住がすすむ地域では、連携して外国人集住都市会議を行い、外国人生

* 北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程（学校システム開発論講座高等継続教育研究グループ）

徒の教育権を保障する施策を進めている⁴。一方、外国籍住民の人口割合の低い地域では、外国人・帰国児童生徒に対する教育施策は急迫したものとは認識されず、ほとんど対応がされない場合も多く、地域ごとに格差が生じている。調査者の居住する札幌市の場合、外国人登録者の人口比は約0.5%と低い地域であり、積極的な教育施策が取られていたとは言えなかった。

しかし、2008年に開設された札幌市立大通高校は、入学者選抜において海外帰国生徒等枠を設け、また、同枠を利用した入学者のために日本語科目を開講するなど、教育権の保障が制度化された。

本稿は、大通高校の成立過程の中で、どのように外国人生徒の教育権保障が制度化されたのかを明らかにする。なお、子どもたちは外国人就労者の子どもばかりではなく、中国・サハリン帰国者3世、国際結婚の親を持つなど、国籍だけでは括れない経緯があるため、本稿では国籍を問わず、多言語・多文化につながりを持つという意味で「外国人生徒」という語を用いる。

1. 教育行政における外国人生徒の教育権保障の現状と問題

1. 1 外国人生徒の教育権保障の制度的枠組み

教育を受ける権利は日本国憲法第26条1項に、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定され、同2項に「普通教育を受けさせる義務を負う」ことが明記されている。また、教育基本法第5条の義務教育条項にも「国民」が主体者として表現されている。しかし、このような「国民」という文言が、外国籍生徒を対象からはずす解釈の根拠となっている。インターナショナルスクールや民族学校など、公的な義務教育機関以外を選択する自由は保障すべきであるが、教育を受ける権利の行使者から排除を正当化するものではないだろう。宮島（2005）⁵は、『就学事務ハンドブック』⁶には憲法の規定により「一般に外国人には教育の義務は課せられていません」という解釈が述べられている点について、先進国の傾向と逆行することと、納税など他の義務規定にはない国籍条件が就学義務には適用されることとの整合性のなさを指摘している。

日本は国内法では外国人を教育権から排除する一方で、1994年に国際連合の「児童の権利に関する条約」に批准している。その第28条が「初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする」⁷としていることは、教育を受ける権利が日本国籍を要件とするものではないことを示している。文部科学省⁸は「外国人の子どもには我が国の義務教育への就学義務はない」が、「国際人権規約における規定等を踏まえ、義務教育の就学年齢にある外国人の子どもが公立の小学校、中学校への就学を希望する場合には、無償での受け入れを行うとともに、学校においては日本語指導や適応指導などの必要な配慮を行うなどして、外国人の子どもの教育を受ける権利を保障している」としている。また、文部科学省は、「外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修の実施」、「外国人児童生徒等日本語指導等に対応した教員の配置」とその給与の一部を国庫負担、「JSL（第2言語としての日本語）カリキュラムの開発」などの施策を行っている。しかし、就学の手続き、転編入当初の日本語指導、言語・文化の違いによる周囲との軋轢、学力、不登校などの多くの問題が生起されている中で、「必要な配慮」が十分に行われているかどうかには学校関係者から多くの反論

が出ている⁹。特に外国人児童生徒の不就学状態に陥る原因として太田（2000）¹⁰は「希望制」をあげ、義務教育において日本人と同等の権利が認められているわけではなく、制度的枠組みに問題があることを指摘している。

このように、外国人児童生徒の教育を受ける権利の保障は、教育制度の恩恵的な運用の域にとどまり、普遍的な理念として共有されるには至らず、日本の公教育の中で十分に保障されてきたとは言えない。

1. 2 外国人生徒の中学校卒業後の進路の問題

言語や社会的文脈を伴う知識の制約がある外国人生徒にとって、ネイティブ生徒と同様の学力を身につけることは困難である。日本の外国人生徒についての全体的な調査は行われていないが、OECD諸国で実施されているPISAの結果を分析すると、明らかな習熟度レベルの差があることが報告されている¹¹。外国人生徒にとって、中学校卒業後の公立高校への進学は、日本語能力や日本の社会的背景知識を要する社会や国語科目で得点が難しいなどのハンディがあり、また、日本の学校に途中で編入した場合は内申点が低いなど不利になることが、希望する高校に進学できない原因となっている。鍛治（2007）¹²によると、中国出身者144名の調査対象中、入学難易度が偏差値40以上の上位の全日制高校に進学したものは18.1%にすぎず、高校に進学しなかったもの、定時制高校や下位校に進学したものが大部分であったことから、困難な実態を指摘している。また、藤本（2008）¹³が外国人生徒の定時制高校不合格の例を報告しているように、中学卒業後の進学の道を閉ざされてしまうことも見られる。全体的な調査結果はないが、高校進学上の不利は否めない。外国語能力や、異文化理解が深く適応能力が高いという外国人生徒の能力は一般の高校入学試験では評価されにくく、また、試験問題文の読解に時間がかかるなど、日本語能力の不足によって実際の教科理解度を示すことができず、実力より低い評価を受けるというハンディのため高校教育が受けられないということはその後の定住の可能性を考えると、職業選択や進学などの選択の幅を著しく狭めるものである。高校卒業認定試験や高校卒業資格のある専門学校への進学などの代替手段は、学力や経済的な条件が整わない外国人生徒にとって困難である。

1. 3 外国人生徒のための高校入学者選抜制度

1. 2に述べたような外国人生徒の困難点を配慮し、外国人・帰国生徒のための高校入学者選抜に際しての特別措置は各地で、特別枠の設置や入試科目の削減、辞書持ち込み許可、入試問題文のルビ打ちなどの配慮が講じられている例も見られる。中国帰国者定着促進センターの調べ¹⁴によると、過半数の都府県において、特別措置が講じられていると報告されている。しかし、安場（2003）¹⁵は同センターの調べが、「生徒の事情に応じた特別措置を認めているという程度の抽象的な通達では、実際にその特例の恩恵に浴する生徒はほとんどいないという指摘もされており、実態の把握にはまだ不十分」なものと指摘している。特別入学枠の人数が十分でないことや、生徒の希望する学校ではない場合もある。また、特別入学枠を利用した入学者に対しての学習支援が十分かどうかなどの課題は残されている。

1. 4 外国人児童生徒に対する教育施策の地域格差

1. 4. 1 多文化共生センターによる調査結果

外国人児童生徒に対する教育施策の地域格差については、多文化共生センターによる調査¹⁶に全国的な比較がまとめられている。同センターは「全国的に標準化された多文化共生施策の体系的な取組みは進んでいない」ことから、全国的な多文化共生施策について調査を行った。調査は2005年から2006年にかけて全国の都道府県及び政令指定都市を対象に、自治体のウェブサイトに掲載されている情報を16項目に分析した5段階評価をした。さらに調査のまとめを、当該自治体に確認した。対象とする施策は自治体本体の他に、教育委員会や国際交流協会の活動も含む。

調査項目は在住外国人に直接関連する施策についてであり、5段階評価を行った。

- (1) 施策の方向性について〔5項目〕
- (2) 教育について〔4項目〕
- (3) 生活支援について〔4項目〕
- (4) 情報提供について〔3項目〕

(2) の教育についての項目と評価基準は以下の通りである。

- ① 在住外国人に対する教育の指針：自治体レベルでの指針の作成状況や担当部局の設置状況について
- ② 外国人児童生徒にかかわっている教職員の支援体制：研修会の開催や相談体制の有無
- ③ 小・中学校における特別措置：日本語指導を担当する教員の加配や、母語による巡回指導員の派遣など
- ④ 公立高等学校進学にかかわる配慮：多言語による進路ガイダンスの開催や公立高校入試での配慮事項の有無など。進路ガイダンス開催に関わるNPO等との協力も評価に含む。

表1 評価の基準

評価	
5	多言語による進路説明・相談会などを主催またはNPO等と共催で開催している。入試に関して特別な措置がある。
4	入試に関して、特別な措置がある。
3	多言語による進路説明・相談会を主催またはNPO等と共催で開催している。
2	高校入試に関して、相談を受け付ける窓口がある。
1	必要な施策は、各学校に一任されており、配慮を指導している。
0	確認できず。

(多文化共生センター(2007)より引用)

同調査は聞き取り調査を行っていないため厳密な実態把握ではないが、全国的なおおまかな傾向と地域の特徴が明らかにされている。他地域と比較すると、在日コリアのための教育の経緯も長く、ニューカマーへの対応が先進的な川崎市の場合の評点は順に5, 5, 5, 3であり、大阪市は全項目5点とされている。

比較のため、同調査の結果の中から、北海道、及び、札幌市の教育施策に関わるものにつ

いて下表に引用する。

表2 北海道、及び、札幌市の教育施策に対する評価

全自治体平均-都道府県平均	北 海 道		札 幌 市	
	評点	コ メ ン ト	評点	コ メ ン ト
①在住外国人に対する教育の指針 2.05-1.87	3	指針はないが、外国人児童生徒に関する就学や教育内容・生徒指導上の問題にかかわる教育相談等を担当する部署あり	3	「札幌市国際化推進プラン」で、外国人の就学相談、日本語教育などの推進について言及。
②外国人児童生徒にかかわっている教職員の支援体制 2.95-2.83	3	外国人児童生徒の日本語指導に関する国の研修講座に指導主事を参加させ、全道の指導主事が集まる協議会の中でも還元。各教育局に学校からの相談に対応する担当者あり	4	札幌市教育センターが教育課題研修コースの中で「外国人・帰国児童生徒等の指導ⅠⅡ」という研修を実施。
③小・中学校における特別指導 3.16-2.98	3	各教育局に学校からの相談対応者を配置。外国子女等が在籍する学校のうち、特に必要な学校に日本語指導を行うための教員を配置	0	札幌市教育センターにおいて日本語教室を開催しているが、小・中学校内での日本語教室開催はなし。
④公立高等学校進学にかかわる配慮 2.74-2.74	2	出願者に特別な配慮を必要とする場合は、高校教育課長と協議して対応	0	確認できず。

(多文化共生センター(2007)の調査結果から作成)

同調査は自治体から調査時点で提供された情報をデータとしていることから、各項目の詳細な実施状況が含まれないという限界はあるものの、項目①「在住外国人に対する教育の指針」が策定されておらず、また、項目③「特別指導」、項目④「公立高等学校進学にかかわる配慮」については施策が無いとされている。しかし、各項目の実態については調査時点以後の変化があるので、これについては後述したい。

次に、外国人児童生徒に対する教育についての自治体の施策の根拠となるものは指針の策定状況と、さらに、外国人居住者に対する総括的な施策について、「多文化共生推進プラン」について述べる。

1. 4. 2 「外国人教育方針・指針」（以下、「方針・指針」）の策定

下表は「方針・指針」を策定している自治体の教育委員会である^{17, 18}。

表3 外国人教育方針・指針の策定状況

評価	数	内 訳
大阪府	24	府 1 市20（大阪，高槻，豊中，東大阪，摂津，吹田，貝塚，茨木，大東，池田，八尾，堺，柏原，羽曳野，箕面，泉佐野，寝屋川，枚方，門真，守口） 町 3（島本，熊取，豊能）
兵庫県	8	市 7（神戸，宝塚，加古川，西宮，川西，伊丹），町 1（播磨）
京都府	1	市 1（京都）
滋賀県	1	県 1
奈良県	4	県 1，市 3（天理，桜井，御所）
広島県	1	県 1
愛知県	1	市 1（名古屋）
東京都	2	都 1（通知），区 1（荒川：事務連絡）
神奈川県	4	県 1，市 2（横浜，川崎），県立高校 1（川崎高校）
埼玉県	1	市 1（上福岡）
計	46	

表の通り，46の自治体に「方針・指針」が策定されている。これらの自治体は大阪府と大阪府内の自治体が過半数を占め，また，近隣の兵庫，京都地域が次いでおり，近畿地方が多い。中部，関東地方では策定している地域は少ない。近畿以南と関東以北の地域では策定が見られず，地域による差異が大きい。

ところで，「方針」と「指針」の違いによっても，教育施策の重みが異なる。「方針」とは行政の全体施策の中で位置づけが明示され，その目標達成のための推進体制がとられる。そのため行政の役割と任務が明かにされ，議会の承認を得て予算化される。一方，「指針」は「拠りどころ」としての「手びき」であり，行政施策への位置づけは弱く，予算化されないものである。

「方針・指針」等の表現は自治体ごとに異なるが，共通項目として以下の4点が挙げられる。

- ①民族のちがいを認め尊重し，差別をなくし共に生きる人間形成
- ②在日外国人が日本に居住するようになった歴史的経緯と現状を正しく認識する
- ③外国人の子どもが自己の民族と文化について自覚と誇りを持てる
- ④進路保障（就労上の差別撤廃，学力保障）

また，校内分掌に主担当者をおき推進委員会を組織，教員研修，外国人加配教員，外国人教育研究協議会など推進体制や，「民族クラブ」等課外活動 本名就学，「国旗・国歌」指導時に外国人児童生徒への立場を配慮，日本語・教科学習支援，保護者への支援・相談体制など地域ごとの具体的な取組みの記述が見られる。

指針・方針として策定されたものは「主として在日朝鮮人（韓国籍・朝鮮籍）」という但

し書きがついたものが多いことから、差別をなくし人権を守る理念に沿ったものが多い。但し書きがないものは、日系南米人を念頭に置き、具体的な学力保障（日本語・教科）等而言及したものが多い。オールドカマーとニューカマーとを包括した施策にはなっていないのが現状であるにしても、具体的な施策の実行を伴うものとなっている。なお、教育に関する自治体の施策が策定されたのは1966年に大阪市の「同和教育基本方針」が初であり、外国人教育指針は1970年に大阪市教委が最初のもの、以後高槻市、大阪府等が続いた。さらに、1972年には「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が制定され、同法の定住促進施策の中に教育についての記述が見られる。このように、外国人教育は少数者の教育を受ける権利の保障という経緯と関連付けられる。

札幌市の場合『札幌市国際化推進プラン』¹⁹に外国人の就学相談、日本語教育などの推進について言及があるので、関連する部分の原文を以下に引用する。

施策の内容

平等な社会サービスの提供

- ・外国人が受けることができる教育や社会福祉の支援制度を幅広く周知していきます。
- ・学校や行政と外国人子女の保護者との間のコミュニケーションを促進して、就学年齢にある外国人子女等の就学相談や日本語教育、適応教育に関する助言指導を充実していきます。

上のように、文字数にして約100字程度の抽象的な記述にとどまり、具体策が示されているものではない。施策体系についての記述56ページ中、対外的な国際化についての記述が大部分を占めており、在住外国人のための施策は16ページのみであることが示すように、施策の比重は対外的なものに置かれている。同プランは2002年に策定されたが、その経緯は第4次札幌市長期総合計画の中に位置付けられ、2011年を目標年次としている。策定に当たっては「札幌市国際化推進連絡協議会（庁内関係部長会議）」、および有識者、企業人、市民活動実践者、市関係部長で構成される「札幌市国際化推進懇話会」で検討を行った。しかし、同プラン策定以降は同会議が行われておらず、評価、見直しがなされていないことも問題である。

1. 4. 3 地域における多文化共生推進プランの策定

総務省が2007年に都道府県、及び、政令指定都市宛に「地域における多文化共生推進プランについて」²⁰を通知し、従来の地域国際交流推進からさらに、地域社会の構成員としての外国人住民に対する施策を策定するよう促している。総務省は策定のためのガイドラインとして「地域における多文化共生推進プラン」を作成しており、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、多文化共生の推進体制の整備の4項目に分けて具体的な施策が示されている。教育は生活支援の項目の中にあり、就学案内や就学援助制度の多様な言語での情報提供、日本語の学習支援、不就学の子どもへの対応、高校・大学への進路指導や就職支援、外国人学校の法的地位の明確化などがあげられている。

策定状況は、川崎市のように総務省の通知に先立って、「川崎市多文化共生社会推進指針」を2005年に策定している自治体もあり、また、「多文化共生推進プラン」を策定した地域は

磐田市、埼玉県、群馬県などがあり、その他にも策定途中の地域もある。

「多文化共生推進プラン」が、「外国人教育方針・指針」とどのような相補関係となるかは「方針・指針」の有無によって地域ごとに異なると予想されるが、外国人への教育施策を進めるためのものになることが期待される。

1. 5 札幌市における外国人生徒に対する教育施策の進展

前述のとおり、多文化共生センターの調査項目を参照し、全国との比較を示したが、調査時以降に外国人児童生徒に対する教育施策の進展が見られたので、以下にまとめる。主な進展は、学習支援が2006年から市教委の「札幌市立小学校及び中学校における帰国・外国人児童生徒教育支援事業」として制度化されたことと、2008年に開設した札幌市立大通高校で外国人生徒受け入れのための特別枠が設けられ、入学後の学習についても日本語科目が開講されるなどの進展があったことである。ここで大通高校の入学者選抜方法における特別枠について述べる。

2008年に新設された札幌市立大通高校では、自己推薦入学者選抜に際し、海外帰国生徒等枠5名程度を設け、出願者には母語による自己推薦書および作文の提出が可能となっている。また、入学後、日本語能力に不安のある生徒に対しては、「日本語」を選択科目として開設し、対応することとなっている²¹。

札幌市立大通高校は午前部、午後部、夜間部の三部制をとり、単位制の普通科をおく定時制高校であり、学習状況によっては3年で卒業することも可能であるし、高校卒業後の進路希望に沿った時間割を各自が組むことができる。入学者選抜時の特別措置と入学後の日本語学習への配慮を講じたことは、従来なかった変化である。従来、札幌地域の外国人生徒は、日本語能力の低い場合は、遠隔地の定時制高校へ進学したり、授業料の高い私立高校への進学を余儀なくされたり、中学浪人をする例も見られたことから、今後、同制度を適用すると救済されるケースがあると予想される²²。

1. 6 小 括

外国人生徒の教育権は憲法、教育基本法などの国内法の対象とはならないというのが国レベルの行政の解釈である。また、児童の権利条約を批准したにも関わらず、外国人児童生徒の教育権を保障する国内法の整備が遅れている。このように依拠すべき理念と法を欠いた状況で、公的な初・中等教育の責任を担う自治体の施策には格差がみられるが、それは地域の定住外国人人口、産業構造、歴史などの複合的要因による。しかし、札幌市の高校で外国人生徒の受け入れを制度化する新たな動きもある。

2. 調査の概要

2. 1 調査の目的

調査の目的は札幌市立大通高校の成立過程に焦点をあてて、外国人非集住地域における外国人生徒の教育権保障の要因を明らかにすることである。同校を取り上げた理由は、前節でも述べたように2008年度の開校に際し、特別枠の設置と入学後の学習支援を制度化するという、新しい施策が実施されはじめたからである。

文部科学省の調べ²³では、2008年度の日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況を

在籍人数別に見ると、小・中・高を含む6,212校に在籍する中で、在籍人数が一人の学校が2,844校、二人の学校が1,149校であり、一人ないし二人の在籍校が過半数を占めるという結果が示されている。このように、全国的には外国人非集住地域に在籍する外国人生徒の方が多く、外国人生徒の教育権の問題が顕在化しにくい、同様に外国人非集住地域の札幌での進展は、多くの示唆をもたらすと期待される。

2. 2 調査方法と対象

実践研究として、参与観察²⁴から得られた知見と、関係者への聞き取り、および文献資料によって、札幌市立大通高校の成立の経緯を検証する。

実践研究の方法をとる理由は、在住外国人の定住化が近年来急速に進んで来たことから、実践の蓄積による現場からの知見の集積が求められている現状であることと、「現場」からデータを得るのみの「収奪型」の研究でなく、研究成果を現場に還元し、貢献することが求められているからである²⁵。

2. 2. 1 参与観察について

参与観察は、札幌市において外国人児童生徒のための学習支援活動を行うボランティアグループ「札幌子ども日本語クラブ」の活動に筆者が会員として参加する中で行った。同グループは2001年に発足した任意団体で、会員数は約30人前後である。札幌市、及び、札幌近郊の外国人帰国児童生徒を対象に日本語学習、及び、教科学習支援を行っている。学習支援の活動形態は会員が支援対象となる児童生徒の在籍学校に赴き週1、2回行っている。支援対象者の年齢や日本語レベルがそれぞれ異なることから、主にマンツーマンの学習形態をとっている。また、学習支援の他には、「外国人・帰国生徒のための進路説明会」、ボランティア研修会、レクリエーション活動などを行っている。筆者は、同会の発足以来会員として、学習支援や会の役割分担に参加している。筆者の研究活動については同会の了解を得ている。参与観察に際し、フィールドノートを作成することはしなかったが、支援活動の状況についての見聞を個人情報保護に配慮して記述した。

2. 2. 2 聞き取り調査について

札幌市立大通高校設立の経緯と現状について、札幌市教育委員会の指導主事に聞き取りを行った。聞き取り調査対象者の大通高校との関わりと調査日は下の通りである。

表4 聞き取り調査対象者の大通高校との関わりと調査日

対象者	大通高校設立との関わり	調査日
A氏	札幌市教育委員会の学校教育担当指導主事として、大通高校設立に関わる。	2008年7月

聞き取り時にとったノートと録音の書き起こしを資料とした。

2. 2. 3 文献資料による調査

大通高校設立に関わる文献資料としては、公開されている市教委の資料によった。また、札幌子ども日本語クラブが毎年作成し公表している活動報告書を参照した。活動報告書を資料とした理由は、同会が外国人児童生徒への学習支援の充実と中学校卒業後の進路保障について要請を重ねて来たことについての記録があり、大通高校設立に際しどのような影響を及ぼしたかを検証するためである。

3. 調査の結果と考察

文献調査と聞き取りにより調査した大通高校開設の経緯と、開設後の外国籍生徒の学習の様子を次にまとめる²⁶。

3. 1 文献調査にみられる大通高校開設の経緯

ここでは、大通高校開設の背景にある札幌市の高校改革の動きを、札幌市立高等学校教育改革推進協議会（以後、協議会）が公開している文書資料から述べる。公開されている文書は、協議会の検討素材である高校教育制度にかかわる資料、協議会の議事録²⁷、協議会の答申書である。

協議会は、協議会設置要綱によって設置を定められ、平成12年（2000年）7月に発足し、平成14年（2002年）3月まで11回の協議会を開催した。協議会は教育長が学識経験者、市民、札幌市立学校教職員、教職員団体関係者の中から委嘱、又は任命した17人以内の委員で構成される。また、協議会には専門部会が置かれ、アンケート調査の立案、他地域の視察報告、提言案のとりまとめを行った。協議会には事務局が置かれ、教育委員会学校教育部が事務局の庶務を担当した。

協議会発足は、全国的な「中高一貫教育」や「学校間連携の促進」などの高校改革の動きや、平成12年度から推薦枠の拡大や傾斜配点措置など北海道公立高校度高校入学者選抜制度の改革の動きを背景にしていた。また、少子化の影響により数年のうちに高校の統廃合は避けられないという予想の中で、改革を迫られていた。

札幌市立高校の設置状況は、協議会発足当時は全日制4校（普通科4）、全日制・定時制併設校3校（普通科2、商業科1）、定時制1校（普通科）であった。星園高校は定時制のみであるが、昼間部と夜間部の二部制をとっていた。

札幌市内には市立高校8校の他に、道立高校35校（内定時制高校8校）、私立高校20校が立地しており、特色ある学校づくりができなければ埋没してしまい、市立高校としての存在意義を失いかねないような状況の中で、多様な生徒を受け入れ、特色ある高校作りへの改革が進められているという背景があった。

外国人生徒受け入れについては協議会の議事録に何回か記録されている。第7回の協議会では他地域の高校視察報告の中で、東京都立国際高校、神奈川県神奈川総合高校に外国人生徒受け入れ枠が設置されていることが報告された。第10回の協議会でも従来の定時制高校4校を統合して新設した定時制の兵庫県立西宮香風高等学校では再チャレンジの生徒を受け入れるために入学者選抜時に学力検査はおこなわず、面接と作文のみで選考を行い、不登校、障害者、外国籍で日本語のコミュニケーションに困難があるなど特別な手だての必要な生徒

表5 札幌市立学校の概要（平成12年度）

学 校 名	課 程	学 校 名
札幌旭丘高等学校	全日制	普 通 科
札幌清田高等学校	全日制	普 通 科
札幌開成高等学校	全日制	普 通 科
札幌藻岩高等学校	全日制	普 通 科
札幌平岸高等学校	全日制 定時制*	普 通 科 普 通 科
札幌新川高等学校	全日制 定時制*	普 通 科 普 通 科
札幌啓北商業高等学校	全日制 定時制*	商 業 科
札幌星園高等学校	定時制（昼間部）* 定時制（夜間部）*	普 通 科 普 通 科

*平成20年度以降は生徒募集を停止。平成22年年度以降は4年生は大通高校へ転校。

には特に在籍学校の校長の副申書の提出を求めて選考することが報告されている。これらの報告を受けて、外国人生徒の受け入れについて委員から現状についての質問があった。それに答えて事務局からは外国籍生徒の入学希望者の問い合わせが年に数件あるが、制度的な支援がないため、一般受験者と同様の試験しか提供できないことに苦慮しているとの発言があった。委員からは特別選抜の導入を検討することの提案があった。

最終回となる第11回（平成14年3月）の協議会では答申案の中で外国人生徒の受け入れについても触れられ、「国際都市としての札幌でございますので、外国籍の生徒とか海外からの帰国生徒がたくさんおりますが、国際系の特色を持つ高等学校や新しいタイプの定時制課程にあっては（中略）そういう生徒を対象にした特別な入学者選抜方法の導入を図ることが望ましい」という提案意図の説明があった。後に提出された「新世紀を展望した魅力ある札幌市立高等学校のあり方について - 第2次答申」²⁸は定時制高校の改革に焦点をおいたので、そこには外国籍の生徒や海外からの帰国生徒には国際系の特色を持つ高等学校や多様な生徒に対応する新しいタイプの定時制課程において、特別な入学者選抜方法の導入の提言が文章化されている。

上の答申を受けて、札幌市教育委員会（2003）²⁹は「札幌市立高等学校改革推進計画」を策定し、「国際系の特色を持つ学校においては、帰国生徒などに対する入学者選抜を行います」と計画の項目として取り上げた。これを受けて、2005年4月から特色ある高校づくりを目指して単位制を取り入れ、普通科の中に特色あるコースを設けるなどの改変が行われた札幌旭丘高校普通科単位制、札幌開成高校コスモサイエンス科、札幌清田高校普通科グローバルコース、札幌平岸高校デザインアートコースでは、十分な学習能力や意欲がある帰国生徒枠を定員外に設けた。しかし、制度の適用の対象は、日本国籍で、海外在留者に同伴して引き続き1年間を越える期間海外に在留した、いわゆる海外駐在勤務の家庭の帰国子女を念頭においたものであって、外国人生徒や中国・サハラ以南の帰国者3世代たちには適用されない制度であった³⁰。

その後、札幌市教育委員会（2006）³¹は『（仮称）北海道札幌新定時制高等学校基本構想』を策定し、既存の市立高校4校の定時制課程を再編し、午前部、午後部、夜間部の三部制や単位制を取り入れた新しいタイプの定時制高校を設置することとした。新設予定の定時制高校では、多様な生徒を受け入れるために、選抜尺度の多元化と受検時期の複数化を図り、外国人生徒のための特別選抜枠の制度化を基本構想に取り入れた。また、入学後の外国人生徒に対しては、学習指導要領で定める教科・科目以外の学校設定教科として日本語基礎を開講し、日本語能力が十分でない生徒に対しての学習機会が授業科目として提供されることになった。

3. 2 聞き取りの結果

札幌市立大通高校の開設の経緯について、市教委の指導主事A氏に聞き取りを行った³²。聞き取った内容と、資料³³から、開設の経緯を下にまとめる。（…：不明箇所 ?：曖昧箇所）

①大通高校設立の動機について一従来の定時制高校の役割の変化と新しい多様なニーズ

定時制高校の役割というのが非常に変わってきたというふうなところですね。いわゆる高校中退者を受け入れていくというふうなところ、勤労青少年よりも、そういったような子どもたちの教育機関というかたちでこう変わってきたというふうなところで、まあ、そういうふうな部分から言った時に、さらに生活態度の多様化だとかというふうなところで、いわゆるその定時制高校では十分に対応できないような様々な学習ニーズを持った生徒というのが入学してくると、こういう状況になってきたと。

（中略）

当時の定時制高校の中にあつては、あの、実際にやっぱり外国人の、あの、方とかが、ええ、就学をしているという状況もあったわけですね。ところが、あの、非常に規模が小さいという状況で、当然規模が小さいということなので教員の数も少ないわけで、そういったような外国人の方へ日本語能力が非常に不十分な生徒さんが入学しても、そこに対して、そのニーズに十分応える状況というのがないというふうなのが、数々のニーズに応えられないという中の一つとして、外国人のニーズにも応えていない、答えられないという状況があったわけですね。

②外国人生徒への対応が文言としては『札幌市立高等学校教育改革推進計画』に明記されていないのに、実際には外国人生徒への対応を取り上げた経緯は何か

教育課程編成の基本方針のところで、基本的な考え方の中で、生徒の多様な興味関心、対応できる柔軟な教育課程の編成を行う、と、このところについては、多様な興味関心というところの部分については、そういった日本語の力をつけて行きたいというふうな部分の関心を含んでいるわけですね。で、そここのところで、基礎基本の重視というところで言った時、これですね、入学者の…が進められるよう、学習進度の著しく遅れた生徒や、そこで、この言葉を入れているけど、海外帰国生徒等と。この場合については、外国籍の生徒も含むわけですが、日本語の十分でない生徒に対する個別指導などの指導方法の工夫というのを入れて行きましょうと。ま、これが、先ほどの課題に対しての解決策として、こういったものを入れて行きますというのを、ここに明記をしたと。で、これの具体化として出てきたのが、日本語というふうな科目を開設をして、そして、基本的に、その、日

本語ってという科目は、ある程度、その日本語能力が十分でない生徒に対しての指導ということになるので、結果としては個別指導に近い形になるというふうなところですね。

③「札幌市立高等学校教育改革推進協議会」の答申（平成14年3月）と、それを受けた「札幌市立高等学校教育改革推進計画」においての外国人生徒への対応策の扱い

^{いちりつ}市立高校の教育改革推進協議会というのが開かれていて、そして、その協議会のその答申の中で、定時制課程の今後のあり方についてというふうなところがあるんですね。で、ここのところの部分ではですね、多様なその生徒一人一人の実態に（依存した？）、ていうふうな形の部分では出ているんですけども、（中略）この中には特に「外国人」というふうな言葉は出てきてはいないですね、文言としてはね。これで、まあ、これを、この答申を受けて、そこに言った、これですよね、「新しいタイプの定時制高校の設置」と。で、これについても、「多様な生徒の学習に柔軟に対応する」というふうな形ですよね。そして、生徒一人一人の実態に（依存した？）というふうなものの形なので、ここにも、あの、まあ、基本的にはこの言葉の中、（日程的？）な意味を、そういったようなものを含んではいるんですけども、ここの中に、明確に「外国人に対して」とかっていう言葉が出てきているわけではないんですね。

④「帰国子女」と外国人生徒との対応の違いについて

コズモサイエンス科ですとか、あるいは旭丘、それとその、清田のグローバルコースというのも、基本的には、日本語、そして英語というふうなものを用的ながらというところがあるので、日本語能力に不安がある子どもに対しての授業とか教育課程を組んでいるという形ではなかったものですから、ですから、その部分については、いわゆる外国人生徒に対してっていうところの部分については、仮に入れたとしても対応ができないだろうというところで、あの、一定程度、まあ、バイリンガルのな、帰国子女に対しての配慮ということになったんですけども。

⑤新定時制高校基本構想³⁴での外国人生徒の扱いについて

新しいタイプの定時制高校の中には、考え方としては当然出てくるので、それが具体的にこの基本構想のこれだけのページ数を結局使えることになると、そういったような部分についても明確に書き込むことができるということで、あそこの中に、そういったような言葉が出てくることになるんだというふうなところですね。

⑥外国人生徒への対応の要望

筆者：その、まあ、ニーズの中には、私どもも、小さな声ですけども、お願いしたいと言っていたことも、汲み入れていただいたと。

A氏：ええ。（中略）、具体的に要望書をもらうとかっていうふうなものとは別にして、色んなところですね、そういったような形で、お話だとか、要望だとか、あるいは、あの、現場サイド、中においても、やっぱり、そういったような子どもたちを受け入れて、実際、その定時制の中で、その子どもたちに対して対応している中でニーズというものも当然あるし、そういったいろんなものを含めてですね、教育委員会

としてそういったニーズがあって、それに応えて行くというふうな形になったということになると思うんですね。

⑦全日制高校では外国人生徒への対応をしない理由

全日制高校の場合、入学試験ありますからね。だから、入学試験に合格しないことには全日制高校として、まあ、言わば、対象にならなくなりますよね。だから、そういう意味ではなかなか全日制高校ではそういう子どもさんに対する手当をすることは、非常に現状としてはあまり実態としてないんですよ。

⑧大通高校での単位認定時の外国人生徒への配慮の有無

やはり基本的に十分その内容を理解していないという風な形になれば、あのう残念ながらやはり評価としては「1」がついて単位が認定されないということはあると思うんですよね。ですから、その部分で言った時に、まあ、単位の認定において、じゃあ、配慮をしていくっていうのは、また、ちょっと考え方が違うんだらうと思うんです。（中略）最終的には単位の認定って言うのは学校の判断ですけども（以下略）。

⑨大通高校の日本語学習について

まずは、じゃあ、集中的に日本語を頑張ってやってもらおうと、だから、おそらく高校側の方も「焦るんでない」と。で、その中で日本語をやって、さらにそれ以外の日本語のわからない授業を無理して取るよりは、自分で補習したり自習したり、いろいろ聞きながらやって、そして、例えば最初の1年間ぐらいは日本語だけやってもいいから。で、その後に行っても間に合うよというふうな感じだと思うんですよね。で、他の例えば大通高校と違うところっていうのは、通常であれば、例えばそう言ったような語学の勉強というのを授業として置いてなかったら、自分でどっか行ってきて勉強して、だけど、その間は卒業の単位にならないですよ。ところが大通は授業に置いているので、そうやって勉強しているのも卒業の単位になると、74余の単位あれば卒業できるんですけども、その部分の何単位かに日本語を勉強することが卒業の単位にもなるんだと、そこがある面で行けば大通の特徴かなと思うんですよね。

⑩日本語の授業の実態³⁵について

週何時間かだけではなかなか難しいってようなことは言ってらっしゃるですね。で、結局大通が求めているのは、ボランティア³⁶の方々のそういう手助けをもらいながら、やっぱり先生方だけですべてそこをケアできないし、やっぱり学校という制度としてもすべてをケアできない。あくまで仕組みを作ったり、環境を整えることはできるけれど、それ以上の部分はやっぱりそうした様々なそういうボランティアの方々との連携が必要なのかなと。それを今、大通高校はある意味じゃ模索しながらやってるところですね。

上記の聞き取りからは、大通高校の開設の経緯として、「多様なニーズ」があげられ、その中に外国人生徒への対応も取り入れたことがわかる。⑥に見られるように、外国人生徒への対応を望む要望は、外国人生徒を支援する市民グループ以外にも、学校現場からの声もあ

ったことがわかる。

しかし、全日制高校と定時制では、帰国子女と外国人生徒への対応が異なる、言わば二重基準が見られる。また、日本語学習の機会が教科学習に十分ではないことを「単位制」という制度で対応するという認識も見られた。海外帰国生徒等枠で入学したものが、退学を考慮中であるという例³⁷もあり、必ずしも、外国人生徒への対応が想定通りに機能しているとは言えない。

3. 3 外国人生徒支援市民グループの行政への働きかけ

3. 2では支援市民グループの声にふれる記述があるが、筆者の所属する札幌子ども日本語クラブは発足以来札幌市教委への働きかけを継続しており³⁸、当初のボランティア活動の受け入れ校との調整依頼から始まり、学習支援の措置、高校入学者選抜に際しての配慮、通訳派遣、進路説明会実施に際しての協力要請を主に、継続して市教委との話し合いを行ってきた。

2004年度の場合は市・道教委との話し合いを頻繁に持ち、市議が同席する場合もあった。詳細は以下の通りである。

表6 2004年度の札幌子ども日本語クラブの行政への働きかけ

2004年5月18日(火)	道教委高校教育課 N主査 会見
20日(木)	市教委学校教育部 M主事 会見
6月16日(水)	札幌市M教育長 会見
6月18日(金)	道議会議員 H氏 会見
6月22日(火)	定例道議会H議員質問→道高校教育課長答弁
8月31日(火)	市議会議員 T氏 会見
9月29日(水)	定例市議会T議員質問→市教育長答弁(当クラブ6名傍聴)
10月15日(金)	定例市議会A議員質問→市教育長答弁
10月21日(木)	市教委学校教育部 M主事 会見 (通訳派遣、学習支援の公的助成、進路選択の問題)
11月 1日(月)	市議会議員 K氏 会見 (市教委N課長・M主事 同席) (通訳派遣、学習支援の公的助成、進路選択の問題)
11月17日(水)	道議会議員 D氏 会見 (K市議同行) (高校入試特別配慮について) 同日 道教委訪問 学校教育局長 K氏 会見 (高校教育課長S氏同席) (D道議・K市議、両議員同行) (高校入試特別配慮について)
11月18日(木)	道教委高校教育課 N主査 会見 (高校入試特別配慮について)
12月 8日(水)	道議会議員 T氏 会見 (高校入試特別配慮について)
2005年2月 2日(水)	道教委 K局長宛要望書提出 資料「中学3年生・帰国生徒の高校志願状況」

(同会活動報告書³⁹より、固有名詞を記号化して引用)

表6に見られるように、札幌子ども日本語クラブは頻繁に道・市教委関係者に外国人生徒のための高校入試特別配慮を要請し、道議会議員や市議会議員にも事情を訴えていた。その背景には、会が学習支援をしている子どもが高校受検に臨むという時期的な要因が働いていた。また、議員を同行した場合には、局長、教育長級の行政担当者に直接訴えることができるという便宜が得られた。議員との接触は2003年11月にK市議と面会したのが最初であり、その後も2006年まで年に数回、市教委との話し合いに同行してもらうなどしていた。外国人生徒の受け入れが最初に文章化された協議会の第2次答申は2002年3月になされたことからすると、支援者グループの声が答申に影響したとは言えない。しかし、その後の答申を具現化する期間に要望として届いたということが、前述の聞き取り調査結果と付き合わせると明らかになった。なお、市の高校改革の動向が市教委から先んじて支援者に伝えられることはなく、大通高校について伝えられたのは、2006年の『(仮称)北海道札幌新定時制高等学校基本構想』策定後であった。

4. まとめ

文献調査と聞き取りから、大通高校における外国人生徒の教育権保障が制度化されるに至る経緯について以下の点が明らかになった。

- 1) 大通高校設立の背景となる札幌市立高校改革について、特に「多様な生徒の受け入れ」と「特色ある高校づくり」が強く意識されており、「多様」性の中には外国人生徒も視野に入れられていた。
- 2) 協議会では他地域での高校改革の視察報告を受けて、外国人受け入れ枠が議論された。
- 3) 協議会の議論では札幌市立高校が国際都市に立地することが「特色ある高校づくり」の要素として働いた結果、外国人受け入れ枠についての検討が提言となり、答申にも述べられた。
- 4) 支援者グループの要請行動は時期的に協議会の第2次答申作成の後に行われたことから、直接的な影響はなかったと思われる。

今後の課題としては、大通高校はまだ設立2年目であり、外国人特別枠を利用して入学した生徒の実態を把握し、改革の成果を検証する必要がある。また、大通高校設立の経緯の中で、当事者である外国人住民や子どもの参加が見られなかった。協議会のアンケート調査結果でも外国人生徒の回答は見られなかった。高校を核とするまちづくりの視点も、外国人住民が地域の構成員として参加し連携を深めるために必要であろう。

注

- 1 樺太の残留邦人は1956年の日ソ共同宣言以降、集団引揚げが始まり、現在に至るまで家族を伴う帰国が続いている。
- 2 同法改正により、日系人の滞在において、就労に制限がなくなった。
- 3 手塚義雅（2006）「『多文化共生社会』に向けた日本の課題－外国人児童に対する教育行政の現場から」『外交フォーラム』215号、60－63頁。
- 4 集住都市会員都市23：太田市、大泉町、上田市、飯田市、大垣市、美濃加茂市、可児市、浜松市、富士市、磐田市、袋井市、湖西市、豊橋市、岡崎市、豊田市、西尾市、小牧市、津市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市、長浜市、菊川市（オブザーバー都市）
集住都市会議参加都市の外国人割合上位5位、及び札幌市（ブ：ブラジル、フ：フィリピン、ペ：ペルー、中：中国〔基準日：2007年4月1日、札幌市は2008年1月〕）

都市名	総人口 (人)	外国人 登録者数 (人)	外国人 割合 (%)	登録者国籍1位	同2位	同3位
				登録者数 (人)	登録者数 (人)	登録者数 (人)
大泉市	42,075	6,780	16.1	ブ 4,891	ペ 839	中 349
美濃加茂市	54,284	5,530	10.2	ブ 3,766	フ 1,084	中 363
菊川市	49,770	4,150	8.3	ブ 3,145	フ 417	中 247
湖西市	45,980	3,690	8.0	ブ 2,477	ペ 542	フ 161
可児市	101,832	6,675	6.6	ブ 4,666	フ 1,250	朝鮮・韓国 277
札幌市	1,895,882	9,159	0.5	中 3,279	朝鮮・韓国 2,696	フ 314

- 5 宮島喬（2005）『学校教育システムにおける受容と排除』『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会、40頁。
- 6 就学事務研究会（1993、64頁）。宮島（2005）からの間接引用。
- 7 社会教育推進全国協議会編（2005）『社会教育・生涯学習ハンドブック第7版』エイデル研究所、128頁。
- 8 文部科学省は2007年に「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」を設置し、2008年に「外国人児童生徒教育の充実方策について（報告）」を提出した。同報告の中では国と都道府県、市町村の役割分担については、国が政策の企画立案、方針の策定、モデル事業の推進を担い、地方自治体が事業の実施と学校の管理を行うことが述べられている。文部科学省のHPから取得。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301.htm
- 9 宮島喬・太田晴雄編（2005）『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会。
- 10 太田晴雄（2000）『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院 161－62頁。
- 11 OEC D編著（2007）『移民の子どもと学力』（斉藤里美監訳）明石書店。
- 12 鍛冶致（2007）「中国出身生徒の進路規定要因－大阪の中国帰国生徒を中心に－」『教育社会学研究』80号、331－349頁。
- 13 藤本美知代（2008）「行政・学校・地域との協働による外国人児童生徒の高校進学ガイダンスを組織して」『第8回外国人児童生徒教育フォーラム報告書－外国人児童生徒の進路選択と学力』（臼井智美編）資料編、東京学芸大学国際教育センター、3－11頁。
- 14 中国帰国者定着促進センターのHPには「都道府県立高校の中国帰国生徒及び外国籍生徒への高校入試特別措置等について」が2001年より掲載され、以後毎年最新のデータが更新されている。
http://www.kikokusha-center.or.jp/joho/shingaku/shingaku_f.htm
- 15 安場淳（2003）「各都道府県による“中国帰国生徒・外国人生徒”の進学保障の現状－公立高校の入試特別措置の設置状況についての調査報告－」『中国帰国者定着促進センター紀要 第10号』、財団法人中国残留孤児援護基金、1－30頁。
- 16 多文化共生センター（2007）『多文化共生に関する自治体の取組みの現状－地方自治体における多文化共生施策調査報告書』
- 17 鄭早苗・朴一・金英達・仲原良二・藤井幸之助編（1995）『全国自治体在日外国人教育方針・指針集成』明石書店。
- 18 <http://www.5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/zitisisin.html>「サロン吉田山 民族学校を考える」
- 19 札幌市総務局国際部交流課（2002）『札幌市国際化推進プラン』

- 20 総務省自治行政局国際室（2007）「地域における多文化共生推進プラン」（総行国第79号）
 21 入学者選抜については市立札幌大通高校入学案内パンフレット『飛躍2009』参照
 22 2008年度には海外帰国生徒等枠を利用しては7名が入学した。
 23 文部科学省調べ『日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成20年度）の結果について』
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/_icsFiles/afieldfile/2009/07/03/1279262_1_1.pdfより取得
 24 筆者が当該市民活動に参加していることから、参与観察の研究手法をとる。
 25 北脇保之（2008）「協働実践研究とは」『多文化協働実践研究・全国フォーラム（第2回）抄録』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター。北脇は協働実践研究を課題としている。
 26 2008年度第5回日本語教育学会研究集会（北海道地区、藤女子大）のパネルセッション「北海道における日本語ボランティアの現状と課題」で発表した内容の一部。
 27 協議会の議事録は第1回（2000年8月）から第11回（2002年3月）まで各会の討議内容が記録されており、資料の公開については毎回の協議会において承認を受けている。
 28 横井敏郎（2002）「新世紀を展望した魅力ある札幌市立高等学校のあり方について—第2次答申参考資料」『公教育システム研究第2号』225—244頁。横井は「将来を見通すための幅広い総合的な学習と選択のプロセスとして位置付け」が高校教育に重要であると解説している。
 29 札幌市教育委員会（2003）『札幌市立高等学校改革推進計画』
<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/education/koko/kihonkoso.pdf>より取得
 30 中垣正史・伊藤早苗・杉山晋平（2005）『2005年外国人・帰国生徒のための進路資料（日・中・英・露版）』札幌市，14頁。
 31 札幌市教育委員会（2006）『（仮称）北海道札幌新定時制高等学校基本構想』
<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/education/koko/kihonkoso.pdf>より取得
 32 聞き取り調査に際しては、文書で調査の目的を説明し、同意を得た。札幌市教育委員会において実施。
 33 前掲注29
 34 前掲注31
 35 週90分×3コマ開設されている。担当者は外部講師。
 36 ロシア語専攻の大学生がボランティアとして、ホームルーム時の通訳などしている。
 37 A氏への聞き取りによる。
 38 中垣正史・伊藤早苗・杉山晋平編（2005）『札幌子ども日本語クラブ活動報告書』札幌子ども日本語クラブ
 39 同上

《謝 辞》

研究をすすめるにあたって、貴重な文献資料の閲覧の便宜をはかってくださり、助言をくださった横井敏郎先生に心より感謝申し上げます。